

平成29年度「中小企業海外市場開拓事業費補助金（新興国市場開拓事業 ミッション・見本市等出展支援事業 日本・ミャンマーの中小企業によるビジネス連携創出事業）」に係る補助事業者募集要領

平成29年10月26日
日本貿易振興機構（ジェトロ）

ジェトロでは、平成29年度「中小企業海外市場開拓事業費補助金（新興国市場開拓事業 ミッション・見本市等出展支援事業 日本・ミャンマーの中小企業によるビジネス連携創出事業）」を実施する間接補助事業者を、以下の要領で広く募集します。応募に際しては、交付要綱、交付規程及び事務処理マニュアルも併せてご確認下さい。

1. 事業の目的

平成25年6月14日に閣議決定された「日本再興戦略」では、海外市場の成長を取り込む「国際展開戦略」を大きな柱の一つに掲げ、経済連携の推進及び官民一体での海外市場獲得の重要性を打ち出しています。

ミャンマーは、豊富な人口と天然資源という高いポテンシャルを有しており、今後の我が国企業進出への期待が高いにもかかわらず、日本の中小企業がミャンマーの市場に魅力を感じて進出しようとしても、国内流通・販売網や原材料調達などミャンマーに関する情報が殆ど無く、二の足を踏んでいるのが現状です。本事業では、ミャンマー国内で製品の高付加価値化が強く望まれている特産品を対象に、食品加工産業・流通業等の日本の中小企業がミャンマーへ参入できるかどうかを調査します。その調査の一環として、日本の中小企業とミャンマー企業とのビジネスマッチングを実施し、あわせて、これまでミャンマー国内の大市場や国外の市場にアクセスできていなかったミャンマーの地場中小企業の製品の高付加価値化につなげます。

2. 事業スキーム



3. 対象国

ミャンマー

4. 事業内容

ミャンマー政府が商品化、高付加価値化及び販路開拓を強く望む地方の特産品を対象に、日本の中小企業とマッチングを図るため、ミャンマー企業が抱える課題及び日本の中小企業が自社のビジネスの一環として優位性を発揮できる連携形態を明らかにする。また、衛生管理やコールドチェーン等日本の制度・技術を伝えることにより、日本企業に裨益する形でのミャンマー国内の地方特産品の商品開発・生産及び配送などの仕組みづくりを検討する。事業内容の詳細は以下の通り。

- (1) ミャンマー国内での需要拡大が予想される特産品を特定すべく、各州政府等を通じ、特産品のリストアップを行う。
- (2) ミャンマー国内及び日本—ミャンマー間の輸送の実態について調査を実施し、地方の特産品のミャンマー都市部または日本での販売に向けた課題を整理するほか、輸送形態、集金方法等について、日本のシステムの導入可能性を検討する。
- (3) 地方特産品の高付加価値化に向けた課題を調査し、日系食品機械・包装機械やその他の日系関連企業に裨益する形でのミャンマー国内の地方特産品の商品開発・生産及び配送などの仕組みづくりを検討するとともに、本分野で進出するポテンシャルがある日本企業のリストアップを行う。
- (4) ミャンマー企業を日本に招聘し、リストアップした日本企業の視察及び日本の地方特産品販売の実態の視察等を行う。

5. 事業実施期間

交付決定日～平成30年2月28日

6. 応募資格

本事業の対象となる応募者は、次の要件を満たす法人（内国法人）とします。なお、コンソーシアム形式による応募も認めますが、その場合は幹事法人を決めていただくとともに、幹事法人が応募書類を提出して下さい。（ただし、幹事法人が業務の全てを他の法人に再委託することはできません。）

- ①日本に拠点を有していること。
- ②本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④ジェトロ、省庁及び団体等が定める補助金交付停止、契約指名停止等に該当していないこと（暫定）。

7. 補助金交付の要件

(1) 採択予定件数：1件

(2) 補助率・補助額

定額補助（10／10）とし、1,000万円を上限とします。最終的な実施内容、交付決定額は、ジェットロと調整した上で決定することとします。

(3) 支払時期

補助金の支払いは、原則として、事業終了後の精算払となります。

(4) 支払額の確定方法

補助事業終了後、事業者より提出いただく報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、支払額を確定します。

支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、補助事業に係る収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となりますので、補助事業事務処理マニュアルに基づき、適切に経理処理及び書類の管理を行って下さい。また、支出額及び内容についても厳格に審査を行いますので、補助目的に適さない支出については、補助の対象外とします。

8. 応募手続き

(1) 公募期間

公募開始：平成29年10月26日（木）

公募締切：平成29年11月15日（水）15時必着

(2) 説明会の開催

開催日時：平成29年11月6日（月）11：00～（12：00終了予定）

場所：ジェットロ本部5階E会議室

説明会への参加を希望する方は、「14. 問い合わせ先」のメールアドレス宛てに11月2日（木）17時00までにご登録下さい。

その際、メールの件名（題名）を必ず「中小企業海外市場開拓事業費補助金（新興国市場開拓事業 ミッション・見本市等出展支援事業 日本・ミャンマーの中小企業によるビジネス連携創出事業）説明会出席登録」とし、本文に「所属組織名」「出席者の氏名（ふりがな）」「所属（部署名）」「電話番号」「FAX番号」「E-mailアドレス」を明記して下さい。

なお、会場の都合により、説明会への出席につきましては、応募単位毎に2名まで

でございます（コンソーシアム等複数組織での共同応募を予定されている場合であっても、その中から2名までの出席でございます）。説明会会場の変更等については登録のあったE-mailアドレスに連絡します。また、参加希望者多数の場合は説明会を複数回に分けて実施することとし、実施時間を改めて調整させて頂くことがありますので、予めご了承下さい。

なお、本要領、様式等の資料配布はしませんので、各自持参下さい。

説明会へ出席しなくても応募頂けますが、本補助事業の目的、仕組み等をより理解頂くためにも、可能な限り説明会へ出席頂くことを推奨します。

(3) 応募書類

- ① 以下の書類について、5部（正1部、副4部）及び電子媒体（CD-ROM）1部を提出してください。郵送の場合、封筒の宛名面には、「中小企業海外市場開拓事業費補助金（新興国市場開拓事業 ミッション・見本市等出展支援事業 日本・メンバーの中小企業によるビジネス連携創出事業）申請書」と記載してください。
 - ・申請書（様式1）
 - ・提案書（様式2）及び別紙類（別紙1・2・3、補足資料適宜）
 - ・申請者概要説明書及び直近3年分の財務諸表
- ② 応募書類は採択・不採択に関わらず返却されませんので予めご了承下さい。また応募書類は本事業の採択に係る審査以外の目的には使用せず、機密保持には十分配慮しますが、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年12月5日法律第140号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、原則として、情報公開の対象となりますのでご了承下さい。
- ③ 応募書類及び応募に係る経費等については、採択・不採択に関わらず、支給されません。
- ④ 提案書には、補助事業の範囲で実施する内容と、応募者が独自に実施する内容が分かるように記載して下さい。その際、国（特殊法人等を含む）及び公的団体（自治体、全国商工会連合会等）が助成する他の予算事業への併願・併用がある場合はその旨記載して下さい。また、応募書類に記載する内容については、採択後の事業実施の前提となりますので、原則として、確実に実施できることのみとし、不確定要素がある場合は調整状況及び今後の見通しを記載して下さい。なお、採択後であっても、提案者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、採択を取り消すことがあります。
- ⑤ 採択に際し、ジェットロと応募者との調整により、予算額の範囲内で提案内容を変更していただく場合があります。また、提案内容の変更を条件として採択を行う場合もあります。ジェットロと応募者との調整が不調に終わった場合には、採択されません。

(4) 応募書類の提出先

応募書類は配達証明が残る方法（郵送等）により以下に提出して下さい。

〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル

日本貿易振興機構（ジェトロ）サービス産業部 サービス産業課

「中小企業海外市場開拓事業費補助金（新興国市場開拓事業 ミッション・見本市等出展支援事業 日本・ミャンマーの中小企業によるビジネス連携創出事業）」担当宛て

※ 持参、FAX及び電子メール等、配達証明が残らない方法による提出は受け付けません。資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、本要領等を熟読の上、注意して記入して下さい。

※ 締切を過ぎての提出は受け付けられません。配達の場合で締切時刻までに届かない場合もありますので、期限に余裕をもって送付して下さい。

9. 審査・採択

(1) 審査方法

審査は(2)の審査基準に基づき、原則として応募書類によって行いますが、追加資料の提出等を求めることがあります。

また、採択案件は、外部有識者による審査を経て決定します。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

- ① 応募者が6.の応募資格を満たしているか。
- ② 事業を遂行するための資力、資金調達能力を有しているか。
- ③ 提案内容が本事業の目的に合致しており、交付の対象となりうるか。
- ④ 事業の実施方法等について、本事業の成果を高めるための効果的な工夫がなされているか。
- ⑤ 事業の実施により見込まれる成果・波及効果が明確かつ大きく、我が国の産業競争力の向上につながると言えるものか。
- ⑥ 本事業を実施する上で必要な基礎的知見を有しているか。（対象国・地域の法規制・ルール等を踏まえた提案となっているか。等）
- ⑦ 本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。（事業を実施するために必要な事業者との連携が図られているか。等）
- ⑧ コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。

(3) 審査結果の通知及び公表

採択された申請者についてジェトロのホームページで公表するとともに、応募者に対しては別途メールにて通知します。なお、審査の経過やその内容（不採択理由を含む）に関するお問い合わせには応じられませんので、ご了承下さい。

1 1. 交付決定

採択された案件の応募者が、ジェトロに補助金交付申請書を提出し、それに対してジェトロが交付決定通知書を申請者に送付し、その後、事業開始となります。なお、採択決定後から交付決定までの間に、ジェトロとの協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。また、交付条件が合致しない場合には、交付決定ができない場合もありますのでご了承ください。

なお、交付決定後、間接補助事業者に対し、ジェトロより事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務が課されることがあります。

1 2. 補助対象経費の計上

(1) 補助対象経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。計上された経費の妥当性を確認するため、見積書等の提出を求める場合があります。「旅費」については、参加企業の展示会参加旅費は補助対象とはなりません。

※補助金事業では間接補助事業者が受託単価を採用することはできません。間接補助事業者が他の事業者に委託する場合に、①受託者の単価規程等が公表されていること、②他の官公庁で当該単価の受託実績があること、③官公庁以外で当該単価での複数の受託実績があること、のいずれかの条件を満たす場合には受託単価を認める場合があります。

事業区分	補助対象経費の内容	補助率
ミッション・見本市等出展支援事業	人件費、旅費、会場借料、宣伝広報費、会場設営費、雑役務費、現地移動費、翻訳費、会議費、文献購入費、印刷製本費、その他当事業に必要な経費	定額

(2) 直接経費として計上できない経費

- ・建物等施設に関する経費
- ・事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費（ただし、間接補助事業者に帰責性のない事由に基づき生じたキャンセル料等は直接経費として計上できる場合がありますので、担当者に御相談ください。）
- ・自社調達又は共同申請者、100%子会社等に調達・委託・外注した際の価格に含まれる利益相当分（100%子会社等が一般競争入札の結果最低価格であった場合にはこの限りではない。）
- ・金融機関等への振込手数料（発注先が負担する場合を除く。）
- ・借入金等の支払利息及び遅延損害金
- ・中間・確定経理検査及びジェットロとの打ち合わせに係る費用
- ・税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- ・展示会、商談会に参加する日本企業の旅費
- ・その他事業に関係ない経費
- ・上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

(3) 補助対象経費からの消費税額の除外について

補助金額に消費税及び地方消費税額（以下、消費税等という。）が含まれている場合、交付要綱及び交付規程に基づき、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を求めることになります。

これは、間接補助事業者が消費税等の確定申告時に、仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額について報告をさせ返還を命じることにより、間接補助事業者に仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額が滞留することを防止するため規定されています。

しかしながら、上記の報告書は、補助金精算後におこなった確定申告に基づく報告となり、失念等による報告漏れが散見されることや、間接補助事業者における煩雑な事務手続回避の観点から、以下のとおり取り扱うものとします。

交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出して下さい。

ただし、以下に掲げる間接補助事業者にあっては、補助事業の遂行に支障を来すおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

- ①消費税法における納税義務者とならない間接補助事業者
- ②免税事業者である間接補助事業者

- ③簡易課税事業者である間接補助事業者
- ④国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第3に掲げる法人の間接補助事業者
- ⑤国又は地方公共団体の一般会計である間接補助事業者
- ⑥課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する間接補助事業者

13. その他

- (1) 交付決定日以前に発生（発注含む。）した経費は補助対象にはなりません。
- (2) 物品の入手、費用の発生に係る売買、請負その他の契約をする場合は、経済性の観点から、原則、一般の競争等に付してください。また、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、ジェットロに届け出なければなりません。
- (3) 間接補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分若しくは内容を変更しようとする場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、事前にジェットロの承認を得なければなりません。
- (4) 間接補助事業者は、ジェットロが補助事業の進ちょく状況の報告を求めた場合、速やかに報告しなければなりません。
- (5) 間接補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書をジェットロに提出しなければなりません。
- (6) 間接補助事業者は、補助事業の経費について、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにし、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）した日の属する会計年度の終了後5年間、ジェットロの要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。
- (7) 間接補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。なお、当該取得財産等については、取得財産管理台帳を備えて、別に定める財産処分制限期間中、適切に管理しなければなりません。
- (8) 間接補助事業者は、取得財産等のうち単価50万円以上（税抜き）のものについては、別に定める期間においては、処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸付け又は担保に供すること）はできません。ただし、当該取得財産等を処分する必要があるときは、事前にジェットロの承認を受けることにより、当該取得財産等の処分も可能ですが、その場合には、原則として、補助金の一部又は全額を納付（納付額は当該処分財産に係る補助金額が限度です。）しなければなりません。

(9) 補助事業終了後に会計検査院が実地検査に入ることがあります。

14. 問い合わせ先

〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル
日本貿易振興機構（ジェトロ）サービス産業部 サービス産業課
担当：阿部、二宮、石見
E-mail：SIA@jetro.go.jp

お問い合わせは電子メールでお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。
なお、お問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「中小企業海外市場開拓事業費補助金（新興国市場開拓事業 ミッション・見本市等出展支援事業 日本・ミャンマーの中小企業によるビジネス連携創出事業）」として下さい。他の件名（題名）ではお問い合わせに回答できない場合があります。

以上